

業務区域	山口県		
対象建築物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 延べ面積が3,000㎡を超える建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分） 2. 令第81条第2項第一号口の基準による構造計算等を行った建築物 3. 他の判定機関が、準則等の規定により判定できない建築物 4. 上記業務の対象となる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物 		
判定手数料 (非課税)	建築物の床面積の合計	大臣認定プログラム以外による構造計算	大臣認定プログラムによる構造計算
	1,000㎡以内	183,000円	117,000円
	1,000㎡超 2,000㎡以内	246,000円	139,000円
	2,000㎡超 10,000㎡以内	283,000円	185,000円
	10,000㎡超 50,000㎡以内	376,000円	230,000円
	50,000㎡超	693,000円	403,000円
	※ 計画変更については、床面積の合計の1/2の面積（床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積+増加する部分以外の床面積の1/2）とする		
お受けできる事務所	大阪事務所 本部（東京）		